岐阜県農林関係手数料徴収条例 \mathcal{O} 部を改正する条例に 0 1 7

岐阜県農林関係手数料徴収 条例 \mathcal{O} 部 を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例 の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第三十号) の一部を次のように改正

表六の 漁業権の」に、 条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、 認可申請手数料 二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権等」を「個別漁業権」に、「漁業権抵当権設定 表三の項中「第二十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、 条第七項におい 設定免許申請手数料」を「漁業権免許申請手数料」に改め、 別表六の表に次のように加える。 別表二の表 項 中 「定置漁業権等移転認可申請手数料」 「第三十六条第一項 \mathcal{O} 」を「個別漁業権抵当権設定認可申請手数料」に改め、 て準用する場合を含む。 「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、 項 中 (同条第四項) を「第六十九条第一項」に改め、)」を「第七十二条第六項」に、 を を「個別漁業権移転認可申請手数料」 「第八十八条第一項 同表二の項中 「定置漁業権等の」 同表四の項中「第二十四条第 「の設定」 (同条第五項) 同表五の項中 「漁業権の」を「団体 「第十四条第四項 を「個別漁業権 に改める。 「第二十六 (同

八 省令第三十九条第一項に規定す 家畜人工授精所	の書換交付	る家畜人工授精所の開設の許可証	う。)第三十八条第一項に規定す	下この表において「省令」とい	二十五年農林省令第九十六号。以	七 家畜改良増殖法施行規則(昭和	
家畜人工授精所				交付手数料	開設許可証書換	家畜人工授精所	
一通につき						一通につき	
一、七〇〇						一、七〇〇	

る家畜人工授精所の開設の許可証|開設許可証再交| の再交付 付手数料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案説明

に徴収する等のため、 家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換交付手数料を新た この条例を定めようとする。